
22　占有周波数帯幅が二、二五〇MHzを超え五GHz以下のものを除く。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の条件については、第一条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に受けている八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4　この省令の施行の際現にされている八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査を受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年八月七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一一

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣の部内閣官房の項の次に次のように加える。

内閣人事局	人事政策統括官　内閣審議官　内閣参事官　人事企画官　企画官　調査官（人事、予算、職員団体又は人事制度に関する事務を担当する者に限る。）　参事官補佐（人事、予算、総務専門官　メンタルヘルス専門官　総人件費専門官　総務専門職　人事係長　予算係長　主査（人事に関する事務を担当する者に限る。）

別表内閣府の部官民人材交流センターの支所の項を削り、同部沖縄総合事務局の項中「企画調整官」を「企画調整官　技術企画官」に、「適正業務指導官」を「適正業務指導官　品質確保対策官」に、「統括国有財産管理官」を「統括国有財産管理官　情報通信技術室長」に改め、同部沖縄総合事務局の事務所の項中「北部ダム事務所」を削る。

別表総務省の部内部局の項中「政策評価官」を削り、「国際統計管理官」を「国際統計管理官　恩給企画管理官　恩給審査官　恩給業務管理官」に改め、「人事・恩給局総務課若しくは」、「若しくは人事制度」、「、公務員高齢対策課」、「人事・恩給局参事官、行政管理局管理官若しくは」、「恩給審理官　人事企画官　経理室長　恩給相談官　受給・債権調査室長　支給管理室長　情報処理調整官」及び「政府共通システム基盤センター長　個人情報保護室長　情報システム企画官」を削り、「業務情報化推進室長　政策評価審議室長　機動調査推進室長　評価監視企画官」を「人材育成室長　評価活動支援室長　客観性担保評価推進室長」に改め、「外国人住民基本台帳室長」を削り、「重要無線室長　新世代移動通信システム推進室長」に、「物価統計室長」を「物価統計室長　恩給経理官　恩給審理官　恩給相談官　受給・債権調査官　恩給支給官　情報処理調整官」に改め、「人事・恩給局」、及び「参事官補佐（人事制度に関する事務を担当する者に限る。）」を削り、「統計企画管理官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。）」を「統計企画管理官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。）　恩給企画管理官補佐（恩給企画管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。）　恩給審査官補佐（恩給審査官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　恩給業務管理官補佐（恩給業務管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」に改め、「、争訟問題」を削り、「人事又は職員団体」を「人事」に、「人事に」を「人事、組織又は予算に」に改め、「労働係員」を削る。

別表消防庁の部内部局の項中「消防技術政策室長」を削り、「国民保護運用室長」を「国民保護運用室長　地域防災室長」に改める。

別表法務省の部内部局の項中「精神保健観察企画官」を「精神保健観察企画官　更生保護企画官」に改める。

別表外務省の部内部局の項中「ＩＴ広報室長」、「新興国外交推進室長」及び「ハーグ条約室長」を削り、「領事サービス室長」を「領事サービス室長　ハーグ条約室長」に改める。

別表文部科学省の部内部局の項中「情報化推進室長」を「情報システム企画室長」に、「スポーツ連携室長　国際スポーツ室長」を「障害者スポーツ室長　国際スポーツ室長　オリンピック・パラリンピック室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部局の項中「国立病院機構管理室長」を「国立病院機構管理室長　地域医療機能推進機構管理室長」に、「建設安全対策室長」を「建設安全対策室長　産業保健支援室長」に、「労災保険審理室長」を「労災保険審理室長　訓練受講者支援室長」に、「地域雇用対策室長　農山村雇用対策室長　建設・港湾対策室長　主任中央雇用保険監察官」を「主任中央雇用保険監察官　民間人材サービス推進室長」に改め、「求職者支援室長」を削り、「高齢者雇用事業室長」を「地域雇用対策室長　労働移動支援室長　農山村雇用対策室長　建設・港湾対策室長」に改め、同部都道府県労働局の項中「求職者支援室長」を「地方訓練受講者支援室長」に改める。

別表農林水産省の部内部局の項中「会計監査室長」を「人事企画調整官　会計監査室長　情報室長」に改め、「情報室長」を削り、「海外展開・輸出促進室長」を「海外展開・輸出戦略室長　海外輸入規制対策室長」に改め、同部動物検疫所の項中「庶務課長」を「庶務課長　旅具検疫第一課長　旅具検疫第二課長　旅具検疫第三課長　動物検疫第一課長　動物検疫第二課長　貨物検査課長　検疫課長（羽田空港支所又は中部空港支所に所属する者に限る。）」に改め、「検疫第三課長　検疫第四課長　海道農政事務所の項中「総務管理官」を「総務管理官　企画調整室長」に改める。

別表経済産業省の部内部局の項中「厚生審査官　企業財務室長　新事業開拓制度推進室長」に改める。

別表資源エネルギー庁の部内部局の項中「原子力国際協力推進室長」を「原子力国際協力推進室長　原子力発電所事故収束対応室長」に改める。

別表国土交通省の部内部局の項中「道路企画調整官」を「道路企画調整官　住宅企画調整官」に改め、同部地方整備局の項中「広報広聴対策官」を「広報広聴対策官　適正業務管理官」に、「港湾空港企画官」を「港湾空港企画官　計画管理官」に、「課長　適正業務指導官」を「課長」に改め、「課長補佐（適正業務指導官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を削る。